

# デジタル庁策定の方針を踏まえた 仕様書の修正予定項目一覧 (案)

令和4年5月

1. デジタル庁策定の方針を踏まえた仕様書の修正予定項目一覧

# 1. デジタル庁策定の方針を踏まえた仕様書の修正予定項目一覧

- デジタル庁策定の基本要件、データ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】を踏まえ、仕様書においては以下のとおり修正を実施します。

#	対象仕様書	章	大項目	中項目	小項目①	小項目②	記載箇所	修正内容	
1	住民記録システム	第1章 本仕様書について	3. 対象	(2) 対象分野	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除（※対象範囲の定義記載方法について再確認）	
2			4. 本仕様書の内容	(2) 標準準拠の基準	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除（※対象範囲の定義記載方法について再確認）	
3			各自自治体の調達仕様書の範囲との関係	-	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除（※対象範囲の定義記載方法について再確認）	
4		第2章 標準化の対象範囲	標準化の対象範囲	-	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除（※対象範囲の定義記載方法について再確認）	
5		第3章 機能要件	(全体)	-	-	-	-	・タイトル下部の中間標準レイアウトとの紐づけ番号を削除	
6		1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	1.1.1.1 日本人住民データの管理	-	考え方・理由	・中間標準レイアウトの記載を削除	
7				1.1.5 除票	1.1.5.1 除票	-	考え方・理由	・中間標準レイアウトの記載を「デジタル庁で規定しているデータ要件」等に変更	
8				1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	1.3.3.1 住所辞書管理	-	考え方・理由	・中間標準レイアウトの記載を削除
9		4 異動	4.1 届出	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	考え方・理由	・申請管理機能（マイナポータル等の住民が申請手続等を行うシステムと基幹業務システムの間を連携する機能）についても記載	
10		7 連携	7.1 CS連携・番号連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	機能要件	・デジタル庁が規定する共通機能のうち、団体内統合宛名機能（団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバと連携する機能）に従う旨を追記	
11			7.2 庁内他業務連携	7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	-	機能要件	・デジタル庁が規定する共通機能のうち、庁内データ連携機能（基幹業務システムが、他の基幹業務システムにデータを送信又は他の基幹業務システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能）に従う旨に変更 ・上記に伴いタイトルも変更	
12							考え方・理由	・機能要件の変更に伴い記載を変更	
13				7.2.3 宛名連携	7.2.3 宛名連携	-	機能要件	・デジタル庁が規定する共通機能のうち、共通宛名番号管理機能（庁内で管理する住民及び住登外者を一意に特定するための共通宛名番号を管理する機能）に従って連携（提供）できる旨を追加	
14		10 共通	10.1 EUC機能ほか	10.1 EUC機能ほか	10.1 EUC機能ほか	-	-	機能要件	・【データソース】において、中間標準レイアウトの記載から「デジタル庁が規定しているデータ要件」等に変更
15			10.3 操作権限管理	10.3 操作権限管理	10.3 操作権限管理	-	-	機能要件	・デジタル庁が規定する共通機能のうち、職員認証機能（各基幹業務システムへのアクセスを適切に制御するため各基幹業務システムのユーザーID及びユーザー認証の管理を統合的に行う機能）に従って管理できる旨に変更

# 1. デジタル庁策定の方針を踏まえた仕様書の修正予定項目一覧

- デジタル庁策定の基本要件、データ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】を踏まえ、仕様書においては以下のとおり修正を実施します。

標準仕様書における文字の取り扱いなどについても、経過措置等を含めデジタル庁の方針に従う方針

#	対象仕様書	章	大項目	中項目	小項目①	小項目②	記載箇所	修正内容
16	住民記録システム	第3章 機能要件	10 共通	10.6 中間標準レイアウト仕様での出力	-	-	機能要件	・デジタル庁が規定するデータ要件に従って出力できる旨等を追加 ・上記に伴いタイトルも変更
17							考え方・理由	・機能要件の変更に伴い記載を変更
18							機能要件	・デジタル庁が規定する共通機能のうち、申請管理機能（マイナポータル等の住民が申請手続等を行うシステムと基幹業務システムの間を連携する機能）に従う旨を追加
19		第4章 様式・帳票要件	(全体)	-	-	-	-	・帳票IDを付与
20		第5章 データ要件	-	30.1 データ構造	-	-	機能要件	・デジタル庁が規定するデータ要件に従ってデータを保持する旨等を追加 ・デジタル庁が規定する連携要件に受信・送信ともに従う旨等を追加 ・経過措置の対応を削除
21							機能要件	・除票DBのデータ形式をデータ要件をもとに変更
22							考え方・理由	・除票DBとデータ要件の役割について明記 ・地域標準プラットフォーム及び中間標準レイアウト仕様の記載を削除 ・経過措置の対応を削除
23	機能要件						・デジタル庁のデータ要件・連携要件標準仕様書に従う旨に変更	
24	印鑑登録システム	第1章 本仕様書について	3. 対象	(2) 対象分野	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除（※対象範囲の定義記載方法について再確認）
25			4. 本仕様書の内容	(2) 標準準拠の基準	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除（※対象範囲の定義記載方法について再確認）
26			各自自治体の調達仕様書の範囲との関係	-	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除（※対象範囲の定義記載方法について再確認）
27		第2章 標準化の対象範囲	標準化の対象範囲	-	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除（※対象範囲の定義記載方法について再確認）
28		第3章 機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	-	-	考え方・理由
29		8 共通	8.1 EUC機能ほか	8.3 操作権限管理	-	-	機能要件	・【データソース】において、中間標準レイアウトの記載から「デジタル庁が規定しているデータ要件」等に変更
30				8.3 操作権限管理	-	-	機能要件	・デジタル庁が規定する共通機能のうち、職員認証機能（各基幹業務システムへのアクセスを適切に制御するため各基幹業務システムのユーザーID及びユーザー認証の管理を統合的に行う機能）に従って管理できる旨に変更

# 1. デジタル庁策定の方針を踏まえた仕様書の修正予定項目一覧

- デジタル庁策定の基本要件、データ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】を踏まえ、仕様書においては以下のとおり修正を実施します。

#	対象仕様書	章	大項目	中項目	小項目①	小項目②	記載箇所	修正内容	
31	印鑑登録システム	第3章 機能要件	8 共通	8.6 (項目追加)	-	-	機能要件	・デジタル庁が規定するデータ要件に従って出力できる旨等を追加	
32		第4章 様式・帳票要件	(全体)	-	-	-	-	・帳票IDを付与	
33		第5章 データ要件	-	30.1 データ構造	-	-	機能要件	・デジタル庁が規定するデータ要件に従ってデータを保持する旨等を追加 ・デジタル庁が規定する連携要件に受信・送信ともに従う旨等を追加	
34				30.2 文字	-	-	機能要件	・デジタル庁のデータ要件・連携要件標準仕様書に従う旨に変更	
35	戸籍附票システム	第1章 本仕様書について	3. 対象	(2) 対象分野	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除 (※対象範囲の定義記載方法について再確認)	
36			4. 本仕様書の内容	(2) 標準準拠の基準	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除 (※対象範囲の定義記載方法について再確認)	
37			各自自治体の調達仕様書の範囲との関係	-	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除 (※対象範囲の定義記載方法について再確認)	
38		第2章 標準化の対象範囲	標準化の対象範囲	-	-	-	-	・地域情報プラットフォームの記載を削除 (※対象範囲の定義記載方法について再確認)	
39		第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 (項目追加)	-	-	機能要件	デジタル庁が規定する共通機能のうち、庁内データ連携機能 (基幹業務システムが、他の基幹業務システムにデータを送信又は他の基幹業務システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能) に従う旨を追加
40					10 共通	10.1 EUC機能ほか	-	-	機能要件
41	10.3 操作権限管理				-	-	機能要件	・デジタル庁が規定する共通機能のうち、職員認証機能 (各基幹業務システムへのアクセスを適切に制御するため各基幹業務システムのユーザーID及びユーザー認証の管理を統合的に行う機能) に従って管理できる旨に変更	
42	10.6 中間標準レイアウト仕様での出力				-	-	機能要件	・デジタル庁が規定するデータ要件に従って出力できる旨等を追加 ・上記に伴いタイトルも変更	
43						考え方・理由	・機能要件の変更に伴い記載を変更		
44		第4章 様式・帳票要件	(全体)	-	-	-	-	・帳票IDを付与	
45	第5章 データ要件	-	-	30.1 データ構造	-	-	機能要件	・デジタル庁が規定するデータ要件に従ってデータを保持する旨等を追加 ・デジタル庁が規定する連携要件に受信・送信ともに従う旨等を追加	
46				30.2 文字	-	-	機能要件	・デジタル庁のデータ要件・連携要件標準仕様書で定められている内容についても追記	